

## 計画の基本的な考え方

## ○計画策定の趣旨

障害者基本法に基づく本市の障がい者施策に関する基本的な計画であり、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでのプランの考え方を継続しつつ、障がいのある人のニーズや今まで実施してきた成果や課題等を踏まえて策定する。

## ○基本理念

## 「自立と共生、そして活躍できるまちへ」

- 全ての市民が障がいの有無に関わらず、地域社会の構成員として安心して暮らし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現。
- 一人ひとりが自らの意思決定に基づき、個人の能力や適性に応じていきいきと生活し、活躍できる環境づくりを進める。
- 福祉、保健、医療、教育ほかあらゆる分野との連携を図りながら、生涯を通じて切れ目のない支援体制の充実。

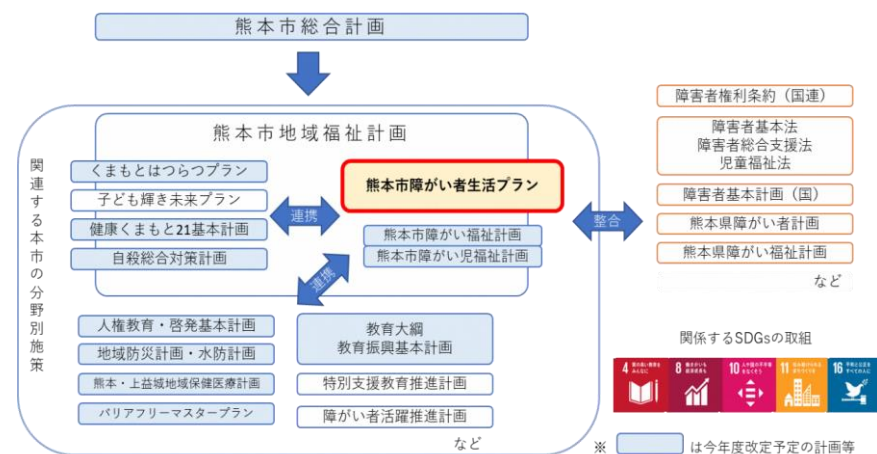
## ○計画期間

令和6年度（2024年度）～令和9年度（2027年度）の4年間

- ※ 熊本市第8次総合計画との整合を図り、見直すこととする。
- ※ 社会情勢の変化や福祉計画の改定、障害者総合支援法の改正など、必要に応じて適時見直しを行う。

## ○計画の位置づけ

- 国の「第5次障害者基本計画」や県の「熊本県第6期障がい者計画」との整合性を図る。
- 熊本市総合計画を上位計画とした分野別計画として位置付けて、本市における他の分野別計画との整合性を図る。



## ○計画の進行管理

毎年度、進捗状況の調査・分析・評価を実施し、障害者施策推進協議会（外部会議）に報告し検証する。

# 熊本市障がい者生活プラン（概要版）

## ○計画の基本目標

### 【基本目標 1】 障がいへの理解啓発と権利擁護

障がいについて正しく理解を深める取組や、障がいのある人の権利を擁護する取組を進める。

#### ●障がい者サポーター研修の受講者数

|            |        |            |         |
|------------|--------|------------|---------|
| 基準値（令和4年度） | 7,291人 | 目標値（令和9年度） | 17,000人 |
|------------|--------|------------|---------|

#### ●障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験

|            |       |            |       |
|------------|-------|------------|-------|
| 基準値（令和5年度） | 34.8% | 目標値（令和9年度） | 20.0% |
|------------|-------|------------|-------|

#### <分野別施策>

- ◆施策1 障がいのある人に対する理解促進・啓発
- ◆施策2 差別の解消及び権利擁護の推進

### 【基本目標 2】 質の高い地域生活の実現

障がいのある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で支える体制づくりに取り組む。

#### ●熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数

|            |         |            |         |
|------------|---------|------------|---------|
| 基準値（令和4年度） | 25,329人 | 目標値（令和9年度） | 29,500人 |
|------------|---------|------------|---------|

#### ●障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援や相談の体制が整っていると思う割合

|            |       |            |       |
|------------|-------|------------|-------|
| 基準値（令和5年度） | 38.4% | 目標値（令和9年度） | 52.0% |
|------------|-------|------------|-------|

#### <分野別施策>

- ◆施策1 利用者本位の地域生活支援
- ◆施策2 障がい児支援の充実
- ◆施策3 保健と医療サービスの適切な提供

## <施策の体系図>

| 基本目標             | 分野別施策                | 施策の方向性                       |
|------------------|----------------------|------------------------------|
| 1 障がいへの理解啓発と権利擁護 | 1 障がいのある人に対する理解促進・啓発 | (1) 障がいに対する理解の促進             |
|                  |                      | (2) 障がい者サポーター制度の推進           |
|                  |                      | (3) 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進       |
|                  | 2 差別の解消及び権利擁護の推進     | (1) 障がいのある人への差別解消の推進         |
|                  |                      | (2) 権利擁護の推進                  |
|                  |                      | (3) 障がいのある人への虐待の防止           |
| (4) 行政等における配慮の充実 |                      |                              |
| 2 質の高い地域生活の実現    | 1 利用者本位の地域生活支援       | (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実         |
|                  |                      | (2) 相談支援体制の充実                |
|                  |                      | (3) 障がい特性に応じた支援              |
|                  |                      | (4) 障害福祉サービス等の充実             |
|                  |                      | (5) 福祉に携わる人材の確保・育成           |
|                  | 2 障がい児支援の充実          | (1) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実 |
|                  |                      | (2) 療育・相談支援体制の充実             |
|                  |                      | (3) 学校教育の充実                  |
|                  |                      | (4) 発達障がい児への支援               |
|                  |                      | (5) 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援     |
|                  | 3 保健と医療サービスの適切な提供    | (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見     |
|                  |                      | (2) 適切な保健・医療サービスの充実          |
|                  |                      | (3) 難病に関する保健・医療施策の推進         |
|                  |                      | (4) 精神保健・医療施策の推進             |

# 熊本市障がい者生活プラン（概要版）

## 【基本目標 3】 自立と社会参加の仕組みづくり

障がいのある人の自立や社会参加を推進するために、障がいの特性や適性に応じてその能力を発揮できる社会環境の整備に取り組む。また、障がいのある人が就労できる場を確保し、長く働くことができる環境を整えていく。

また、障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進する。

- 熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障がいのある人の数

|            |      |            |      |
|------------|------|------------|------|
| 基準値（令和4年度） | 238人 | 目標値（令和9年度） | 446人 |
|------------|------|------------|------|

- 市主催の手話講座の受講者数

|            |      |            |        |
|------------|------|------------|--------|
| 基準値（令和4年度） | 539人 | 目標値（令和9年度） | 3,500人 |
|------------|------|------------|--------|

### <分野別施策>

- ◆施策 1 障がいのある人の就労に向けた支援 ※見直し
- ◆施策 2 文化・スポーツ活動の促進
- ◆施策 3 外出や移動の支援
- ◆施策 4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

## 【基本目標 4】 安心・安全な生活環境の整備

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるように、災害発生時における障がい特性に配慮した支援や安全の確保、防犯対策を推進する。また、防災対策の推進を図り、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組む。

- 熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合

|            |       |            |       |
|------------|-------|------------|-------|
| 基準値（令和5年度） | 34.1% | 目標値（令和9年度） | 55.0% |
|------------|-------|------------|-------|

### <分野別施策>

- ◆施策 1 安心・安全のまちづくりの実現
- ◆施策 2 生活環境の向上

## <施策の体系図>

| 基本目標             | 分野別施策                     | 施策の方向性                   |
|------------------|---------------------------|--------------------------|
| 3 自立と社会参加の仕組みづくり | 1 障がいのある人の就労に向けた支援        | (1) 雇用の場の拡充              |
|                  |                           | (2) 一般就労に向けた支援・定着支援体制の強化 |
|                  |                           | (3) 福祉的就労の促進             |
|                  |                           | (4) 働く機会の創出              |
|                  | 2 文化・スポーツ活動の促進            | (1) 文化芸術を通じた社会参加の促進      |
|                  |                           | (2) スポーツを通じた社会参加の促進      |
|                  | 3 外出や移動の支援                | (1) 学習の機会や余暇活動の推進        |
|                  |                           | (2) 移動しやすい環境の整備          |
| 4 安心・安全な生活環境の整備  | 4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 | (1) 障がいに配慮した市政情報の提供      |
|                  |                           | (2) 意思疎通支援の充実            |
|                  | 1 安心・安全なまちづくりの実現          | (1) 防災対策の推進              |
|                  |                           | (2) 防犯等の対策の推進            |
|                  |                           | (3) 感染症への対策              |
|                  |                           | (1) 住まいの環境の整備            |
|                  | 2 生活環境の向上                 | (2) バリアフリー化の推進           |